

## ■相殺消去における会計間不突号時の処理実例(平成21年度決算)

会計	内容	差額(千円)	処理・考え方
普通会計→東葛中部	負担金支払い	499	按分計算により実額と差が生じているため、東葛中部の計上額に合わせた。
普通会計→あゆみ・都市	指定管理料支払い	50,918	集計期間の差異により不突号が生じたが、合併前の収支額は公社行コス・CFに反映済みであるため、普通会計の額に合わせて相殺した。
普通会計→水道	使用料支払い	575	消費税分の差異は普通会計数値(税込)に合わせた。
下水⇄水道	委託料支払い	476	消費税分の差異は水道数値(税抜き)に合わせた。
東葛中部→市町村総合	負担金支払い	12,546	各事務組合に対する市負担割合の違いにより差異が生じるが、割合の低い方に合わせた。

### 【相殺消去の基本的な考え方】

1. 会計間の100万円以上の取引について相殺消去の対象とする。
2. 水道料金等、恣意性が介入しない会計間の取引は相殺消去の対象に含めない。
3. 普通会計とそれ以外の会計との取引において把握数値に差異が生じた場合は普通会計の把握数値に合わせる。  
ただし、一部事務組合における按分数値は他の構成団体との整合を考慮し一部事務組合数値に合わせる。
4. 普通会計以外の会計間の取引において把握数値に差異が生じた場合は額の小さい方に合わせる。